

岐阜県公報

目 次

規 則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則
岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

(人 事 課)
(同)
— —^{ページ}

号 外 (二) 平 成 二 十 四 年 十 月 一 日

規 則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十六号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則（昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部四の項を次のように改める。

四 削 除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十七号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週

(火 曜 日)

発 行

(休 日 に 当 た る)

平 成 二 十 四 年 十 月 一 日

岐阜県行政組織規則（平成十八年岐阜県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。
第三十三条の表一の項中第十三号を削り、第十四号から第三十二号までを一号ずつ繰り上げる。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

平成二十四年十月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社